

調達要求番号 :

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 | |
|-----------------|-----------------------|
| 物品番号 | 仕 様 書 番 号 |
| | G Q - N 1 7 0 0 6 2 B |
| 五目釜飯, 非常用糧食用 | 防衛大臣承認 年 月 日 |
| | 作 成 令和 元年10月30日 |
| | 変 更 令和 4年 2月 1日 |
| | 作成部隊等名 補給統制本部 需品部 |

1 総則**1.1 適用範囲**

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する非常用糧食の構成品の五目釜飯、非常用糧食用について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、“五目釜飯”とする。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

食用植物油脂の日本農林規格（昭和44年農林省告示第523号）

農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）

しょうゆの日本農林規格（平成16年農林水産省告示第1703号）

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G Q - N 1 7 0 0 5 3 非常用糧食通則、01改

c) 法令等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）

酒税法（昭和28年法律第6号）

計量法（平成4年法律第51号）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

食品表示法（平成25年法律第70号）

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）

2 製品に関する要求**2.1 全般**

この製品は、“食品衛生法”，“農林物資の規格化等に関する法律”及び関係規則に基づき製造されたものでなければならない。

2.2 材料

材料は、**表1**による。

表1-材料

| 区分 | 規定又は基準 |
|--------------|---|
| うるち米 | 調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造時の属する年産のものとし、“農産物規格規程”に定める2等以上の水稻うるち米とする。ただし、製造時の属する年産のものによりがたい場合は、前年産のものを使用してもよい。 |
| にんじん | 鮮度が良好で、病虫害、変敗、きずなどのないもの又は、それを原料とした冷凍品 |
| しいたけ | 品質が良好で、病虫害、変敗、きずなどのないもの又は、又はそれを原料とした水煮品 |
| ごぼう | 鮮度が良好で、病虫害、変敗、す、きずなどのないもの又は、それを原料とした冷凍品 |
| しょうゆ | “しょうゆの日本農林規格”又は同等のうすくちしょうゆ及び粉末状に加工したもの |
| 発酵調味料 | 酒類に準じて醸造され、アルコール分1度以上で塩分、糖類などを添加することによって不可飲料措置を施した“酒税法”的酒類の定義に当てはまらないもの |
| こんにゃく | 色沢、香味が良好なもの又は、それを原料とした冷凍品又は、水煮品 |
| 油揚げ | 色沢、香味が良好で、異味異臭がなく異物の混入を認めないもの又は、それを原料とした冷凍品 |
| チキンエキス | 鶏肉のエキスを主成分とした調味料で、色沢、香味が良好で、異味異臭がなく異物の混入を認めないもの |
| 香味食用油 | “食用植物油脂の日本農林規格”又は同等以上のもの若しくは食品衛生上の欠点を認めないもの |
| 塩 | 食用塩(NaCl 95%以上のもの) |
| 昆布エキス | 昆布のエキスを主成分とした調味料で、色沢、香味が良好で、異味異臭がなく異物の混入を認めないもの |
| 調味料 | L-グルタミン酸ナトリウム(含量99%以上のもの)又は、それを主成分とする複合調味料とし、“食品衛生法”に基づく食品添加物公定書に規定されたもの又は“食品、添加物等の規格基準”に基づくもの |
| 酸化防止剤(ビタミンC) | “食品衛生法”に基づく食品添加物公定書に規定されたもの又は“食品、添加物等の規格基準”に基づくもの |
| クエン酸 | “食品衛生法”に基づく食品添加物公定書に規定されたもの又は“食品、添加物等の規格基準”に基づくもの |

2.3 前処理

前処理は、次による。

- a) うるち米のとう精歩留まりは、91%以下として十分に選別の上、**2.4**を基準として1仕込み分を洗米(浸漬)等した後、水切りする。

- b) にんじん及びごぼうは、十分選別の上、よく水洗いし、水切り後不可食部分を取り除いて切断するか、同様に加工済みのものを必要に応じて解凍し、**2.4**を基準として1仕込み分を計量する。必要に応じ各工程にてプランチング等を行う。
- c) こんにゃくは、水切り後、**2.4**を基準として1仕込み分を計量する。必要に応じプランチング等を行う。
- d) しいたけは、十分選別の上、不可食部分を取り除いて切断するか、同様に加工済みのものを水切り後、**2.4**を基準として1仕込み分を計量する。必要に応じ各工程にてプランチング等を行う。
- e) 油揚げは、切断後、又は同様に加工済みのものを必要に応じて解凍し、**2.4**による配合を基準として1仕込み分を計量する。必要に応じプランチング等を行う。
- f) 調味液は、**2.4**を基準として1仕込み分を計量し、加熱溶解する。

2.4 配合

配合は、**表2**を標準とする。

表2-配合

| 材料 | | 割合 | 単位 % |
|-----|--------------------|-----------|------|
| 主原料 | うるち精米〔洗米（浸漬）前を示す。〕 | 4 6 . 5 | |
| | にんじん | 4 . 7 | |
| | こんにゃく | 1 . 9 | |
| | しいたけ | 1 . 6 | |
| | ごぼう | 0 . 8 | |
| | 油揚げ | 0 . 6 | |
| 調味液 | しょうゆ | 3 . 0 | |
| | 発酵調味料 | 2 . 8 | |
| | チキンエキス | 0 . 6 | |
| | 香味食用油 | 0 . 3 | |
| | 塩 | 0 . 2 | |
| | 昆布エキス | 0 . 2 | |
| | 調味料 | 0 . 3 | |
| | 酸化防止剤（ビタミンC） | 0 . 0 4 | |
| | クエン酸 | 0 . 0 3 | |
| | 水 | 3 6 . 4 3 | |

2.5 充填・殺菌

充填及び殺菌は、**2.4**の配合によって充填後、密封し加圧加熱殺菌を施し、製品とする。

2.6 内容量

内容量は、200 g以上とする。

2.7 品質

2.7.1 品位

品位は、次による。

- a) 配合状態、色沢及び香味が良好で異味異臭がなく、きょう雜物などの混入を認めない。
- b) 炊き方が十分で、炊きくずれなどがあつてはならない。

2.7.2 水分

水分は 50 %～59 %とし、水分の分布は良好でなければならない。

2.7.3 容器

容器は、次による。

- a) **形状** 形状は、袋状容器とし、細部は、製造者の仕様による。
- b) **材料・構造** 材質及び構造は、外側からポリエスチル（12 μm），ナイロン（15 μm），アルミ箔（7 μm），ポリプロピレン（30 μm），鉄系酸素吸収層（25 μm），ポリプロピレン（30 μm）を主材とし、細部は、製造者の仕様による。
- c) **厚さ** 厚さは、130 μm±13 μmとする。
- d) **寸法** 寸法は、幅160 mm×長さ210 mm以下とする。
- e) **ノッチ** ノッチは、U形又はベース形とし、上部又は下部を標準とし、両サイドで機能を発揮する位置とする。
- f) **堅ろう性** 堅ろう性は、GQ-N170053の2.3による。

2.8 外観

外観は、きず、汚れなどの有害な欠点がなく、密封が完全で仕上がりが良好なものとする。

2.9 製品の表示

2.9.1 全般

製品の表示は、“食品表示法”及び“計量法”的規定に基づく。

2.9.2 表示方法

表示方法は、次のいずれかとする。

- a) 包装表面に直接印刷表示する。
- b) ラベルに印刷したものを包装表面に貼付する。
- c) a)及びb)の併用による。

2.9.3 表示項目

表示項目は、製品の呼び方、名称、原材料名（添加物に含まれる特定原材料などを含む。また、重量の割合が最も高いものについては原産地を記載する。）、添加物（原材料名の欄の後ろに、“／”で区切り添加物を記載してもよい。）、殺菌方法、内容量、賞味期限、保存方法、製造者又は販売者、製造所（製造者又は販売者と同一の場合は省略してもよい。）及び栄養成分表示とする。

2.9.4 表示要領

表示要領は、製造者の仕様による。

2.9.5 ロット番号

ロット番号は、適宜の位置に表示してもよい。

2.9.6 容器包装識別表示

容器包装識別表示は、“容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律”に基づく識別表示を適宜の位置に表示する。

2.9.7 その他の表示

レトルトパウチ食品である旨を適宜の位置に表示する。

3 品質保証

3.1 品質・保存性

品質及び保存性は、全国の倉庫（空調設備なし）で3か年（調達要領指定書によって指定する場合

を除き、納期の翌年度の4月1日から起算する。)貯蔵で品質が保証できる製品とする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 承認用見本等

契約の相手方は、製造に先立ち、承認用見本として、表3に示す承認用見本などを契約担当官等に提出し、外観及び製品の表示について承認を受けなければならない。ただし、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が同一年度に同一品目の契約実績があり、同一製造体制で製造する場合は、省略してもよい。

表3—承認用見本など

| 種類 | 規定 | 数量 |
|-------|---------------------------|----|
| 承認用見本 | 容器 2.7.3による。 | 1 |
| 提出書類 | 包装材料証明 2.2による。 | 4 |
| | 材料証明 2.3, 2.4及び2.5による。 | 4 |
| 製造工程表 | | 4 |

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z00001の8.3による。